

■花巻市男女共同参画審議会での意見と地域づくり課の考え方について

資料No. 1

令和5年度第1回花巻市男女共同参画審議会（6月28日開催）で、第3次花巻市男女共同参画基本計画の骨子案についてご説明した。その際に委員の皆さまからいただいたご意見と、それに対する地域づくり課の考えを、以下のとおりまとめたもの。

No.	頁	指摘箇所	審議会委員からの意見	意見に対する考え方
1-1	30 ～ 33	基本目標ごとの成果と課題 【第2次計画の成果と課題】 基本目標1 男女共同参画の理解の促進	市民に市の男女共同参画の取り組みが伝わっていない、アピールが必要。 (渡邊委員/公募)	男女共同参画について、広報、ラジオ、ホームページ等による周知を行っているほか、市民向けセミナーを開催している。また、男女共同参画推進員には出前講座等による地域での普及啓発活動を行っていただき、第3次計画にも基本目標1（1）男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識啓発（P52～P53）について記載している。 施策の実施に当たって、効果的な周知方法について、審議会の皆様からご意見をいただきながら、引き続き検討していきたい。
1-2	30 ～ 33	基本目標ごとの成果と課題 【第2次計画の成果と課題】 基本目標1 男女共同参画の理解の促進	男女共同参画については、広報などでは発信していても、伝わっていないように感じる。発信できる立場の方々にももう少し啓蒙活動してもらえれば良いのではないか。 (草木委員/花巻市民生委員児童委員協議会)	

No.	頁	指摘箇所	審議会委員からの意見	意見に対する考え方
2	32	<p>基本目標ごとの成果と課題</p> <p>【第2次計画の成果と課題】</p> <p>基本目標1</p> <p>成果指標「職場や学校、地域など身の周りで男女の平等が図られていると感じる市民の割合」</p>	<p>男女が平等だと感じる数値が低いということは、求められている男女共同参画というレベルに達していないのだと思う。啓発活動を学校現場等でもどんどん行っていかなければならないと感じた。</p> <p>(沼田委員/花巻市校長会)</p>	<p>ご意見のとおり、第2次計画で示した目標について達成できていない状況であり、引き続き意識啓発の取り組みが必要と認識している。</p> <p>第3次計画の基本目標1(1)男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識啓発(P52～P53)において、講演会、出前講座等の学習機会の提供や人権教育、男女平等教育の推進について記載していることから、骨子案の修正は行わないこととしたい。</p>
3	52	<p>【第3次計画骨子案】</p> <p>基本目標1</p> <p>一人ひとりを尊重し合う意識づくり</p>	<p>基本目標1について、「一人ひとりを尊重し合う意識づくり」では、何の基本目標なのかわからない印象を受ける。「性による差別なく」という前書きを入れた方が、視点がはっきりするのではないか。</p> <p>(渡邊委員/公募)</p>	<p>男女共同参画基本計画は花巻市男女共同参画推進条例第8条に基づいて策定しているものであり、同条例の前文には、「すべての人は法の下に平等であり、男性も女性も性別にかかわらず個人として尊重されなければなりません。」と示しております。また、今回の第3次計画では、計画の基本理念として「基本的人権が尊重され、急速な状況の変化に対応できる活力ある社会にするためには、『男女』にとどまらず、年齢、国籍、性的指向、ジェンダーアイデンティティなど、多様性を認め合う男女共同参画社会の形成が不可欠である」という認識のもと、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、この計画を推進していきます(P47)との記述をすることとしており、男女共同参画計画は、「性による差別がない」という考え方が含まれていることから、基本目標1について骨子案の修正は行わないこととしたい。</p>

4-1	64	<p>【第3次計画骨子案】 基本目標4「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」</p>	<p>基本目標4「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」について、このような文章にした市の考えは、説明を聞けば納得できるが、「DVと性暴力の防止と根絶」としたほうがスッキリするのではないか。「誰もが被害者・加害者にならない」という言葉は、基本目標4のタイトルではなく中身に入れたらどうか。 (渡邊委員/公募)</p>	<p>男女共同参画基本計画は花巻市男女共同参画推進条例第8条に基づいて策定しているものである。同条例の前文には、「すべての人は法の下に平等であり、男性も女性も性別にかかわらず個人として尊重されなければなりません。」と示している。また、今回の第3次計画では、計画の基本理念として「基本的人権が尊重され、急速な状況の変化に対応できる活力ある社会にするためには、『男女』にとどまらず、年齢、国籍、性的指向、ジェンダーアイデンティティなど、多様性を認め合う男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識のもと、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、この計画を推進していきます。」(P47)との記述をすることとしており、本計画には、「性による差別がない」という考え方が含まれている。</p>
4-2	64	<p>【第3次計画骨子案】 基本目標4「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」</p>	<p>「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」では、「関係性のあるパートナー間の暴力」ということが分かりにくいのではないかと感じた。「パートナー間の暴力の防止と根絶」という書き方ではいかがが。 (氏家委員/花巻警察署)</p>	<p>さらに、基本目標4は国の「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」に位置付けており、DV防止法の前文に規定している「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり」「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うもの」という考え方が含まれていることから、基本目標4について骨子案の修正は行わないこととしたい。</p>
4-3	64	<p>【第3次計画骨子案】 基本目標4「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」</p>	<p>婦人会では、「男女」という言葉を使うこと自体が、平等ではなく、差別があるという考え方があり、「誰もが」や「みんなが」という言葉を使っているので、骨子案のままが良いと思う。 (晴山委員/花巻市地域婦人団体協議会)</p>	<p>さらに、基本目標4は国の「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」に位置付けており、DV防止法の前文に規定している「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり」「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うもの」という考え方が含まれていることから、基本目標4について骨子案の修正は行わないこととしたい。</p>

No.	頁	指摘箇所	審議会委員からの意見	意見に対する考え方
5	52 ～ 53	<p>【第3次計画骨子案】 基本目標1 (1) 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識啓発 〈施策の展開〉 ③人権教育、男女平等教育の推進</p>	<p>従来の男女共同参画教育から前進させ、SDGsでもゴールの1つとなっている「ジェンダー平等」教育を公教育の中で実践するべきである。 (渡邊委員/公募)</p>	<p>「ジェンダー平等」の考えは、日本では、男女共同参画として取り組まれてきた。男女平等教育の推進に関しては、第2次計画の中に既に含まれており、第3次計画は第2次計画を踏襲した上で必要な見直しを行うこととしている。基本目標1では(1)男女共同参画に関する<u>教育や学習機会の充実による意識啓発</u>(P52～P53)と見出しに下線部を追記したほか、就学前教育についても追記するなど、内容を拡充させている。よって、骨子案の修正は行わないこととしたい。</p> <p>なお、審議会には、花巻市校長会からも参画をいただいております。学校教育における男女平等教育について今後ともご意見をいただけてまいりたい。</p>
6	53 ～ 54	<p>【第3次計画骨子案】 基本目標1 (3) 性に関する理解の促進と生命の尊重 〈施策の展開〉 ①児童生徒に対する発達段階に応じた性と生に関する教育の充実</p>	<p>性教育については、従来の性教育ではなく、性の多様性や性的合意についてもしっかりと理解させるために、国際的に主流となっている包括的な性教育について取り入れていくべきではないか。 (渡邊委員/公募)</p> <p>【包括的性教育(参考:さいたま市ホームページ)】 生殖器官や妊娠についての知識の教育だけでなく、性交、避妊、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた教育のこと。 (日本では、学校教育で性交については扱って</p>	<p>「包括的性教育」という文言自体は計画に記載していないものの、第2次計画の基本目標1(4)性に関する理解の促進と生命の尊重に基づき、実際に令和4年度中に養護教諭の研修として、包括的性教育を取り上げている。また、第3次計画は第2次計画を踏襲した上で見直しを行い、基本目標1(3)性に関する理解の促進と生命の尊重では、性犯罪について追記するなど、内容を拡充させていることから、骨子案の修正は行わないこととしたい。</p> <p>なお、令和5年度には、希望する中学校へ講師(県立中部病院の医師)を派遣し、中学生を対象に包括的性教育を実施することとしている。</p>

			ない。)多くの国では、国連教育科学文化機関 (UNESCO) の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿った性教育が行われている。5歳～18歳を4つの年齢グループに分け、学習が行われる。	
7	52 ～ 55	【第3次計画骨子案】 基本目標1	基本目標1は意識啓発に係る部分ですごく重要であると考え、現計画では成果指標が4項目のみである。評価するときのためにも成果指標の数を増やすべきではないか。 (渡邊委員/公募)	基本目標1を「一人ひとりを尊重し合う意識づくり」としたいと考えており、人の心の内面に働きかけるものである、それを定量的に数値で測る指標の設定は難しい。その点を踏まえ、やはり市民アンケートで聞いている「男女の平等が図られていると感じているか」という指標が重要と考えているもの。なお、ご提案をいただいた新たな指標を設定することについては、他市の計画も参考に検討することとしたい。 (県内他市の例) ・男女共同参画社会の推進や人権問題への取組についての重要度 (盛岡市) ・「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」の満足度 (北上市)
8	55 ～ 57	【第3次計画骨子案】 基本目標2 (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 ① 審議会等委員への女性の登用促進② 女性が参画しやすい環境	女性の参画が進まない状況について、骨子案に示された要因分析はそのとおりだと思うが、改善するための取組の工夫が見えない。 (渡邊委員/公募)	第3次計画は第2次計画を踏襲した上で必要な見直しを行い、基本目標2(2)を <u>固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動の促進</u> (P56～P57) としたほか、(3) 労働の場における男女共同参画の促進 (P57～P58) では、女性活躍について記載するなど、より女性の参画促進を意識した内容としているものであり、骨子案の修正は行わないこととしたい。 なお、基本計画に基づき実施する事業の内容については、工夫することとしたい。

		<p>づくりの推進 (2) 固定的な性別 役割分担意識に とらわれない地 域活動の促進 ①地域団体等へ の女性の参画促 進</p>		
9	55 ～ 60	<p>【第3次計画骨子案】 基本目標2 誰もが安心して暮ら し、多様な生き方が できる社会づくり</p>	<p>基本目標2は、施策の展開が現計画と変化がな いので、同じではなくもっと工夫していかなけれ ばならないと思う。 (渡邊委員/公募)</p> <p><基本目標2で設定した施策> (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない 地域活動の促進 (3) 労働の場における男女共同参画の促進 (4) 個人が望んだ形で能力を発揮するための支 援 (5) 生涯を通じた女性の健康支援 (6) 困難を抱える女性のための支援</p>	<p>基本目標2は、第2次計画を踏襲した上で、施策の方 向性を(2) <u>固定的な性別役割分担意識にとらわれない 地域活動の促進</u> (P56～P57)、(4) <u>個人が望んだ形で能 力を発揮するための支援</u> (P58～P59) 等と変更している ほか(6) <u>困難を抱える女性のための支援</u> (P59～P60) を新たに設けるなど、社会情勢の変化を踏まえ、第3次 計画の策定に当たって必要な見直しを行ったことから、 骨子案の修正は行わないこととしたい。</p>

No.	頁	指摘箇所	審議会委員からの意見	意見に対する考え方
10	59-60	<p>【第3次計画骨子案】 基本目標2 誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり (6) 困難を抱える女性のための支援</p>	<p>基本目標2(6) 困難を抱える女性に対する支援はすごく良い視点である。相談が行き届くような仕組みを作らなければならないと考える。 (渡邊委員/公募)</p> <p>※ご意見に関して、渡邊委員に後日確認を行った内容は以下のとおり。 「DVや性犯罪に関する相談もそうだが、警察や市役所は相談のハードルが高かったり、相談窓口がわからなかったりと、相談に繋がらない人も多くいる。より多くの方に相談窓口が伝わるよう、広報での周知だけではなく、例えば、ぷらっと花巻などの場所で相談を促す動画を流す、相談カードを配架するなど、こちらから呼びかけるような取組が必要ではないか。」</p>	<p>ご意見のとおり、市としても課題と考えている。第3次計画の骨子案には、関係機関の周知や、相談しやすい環境の構築を図る(P59)ことを記載している。また、法令では、女性相談支援員の配置を求められているが、当市においては、婦人相談員を配置して対応している。なお、民生委員の方々には、現在も地域において、そうした方々の相談などに対応いただいているところである。 【DVに関連する部分は関連意見No.14】</p> <p>【参考】「困難を抱える女性のための支援」は、国や県の男女計画に示されているものだが、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は令和6年4月1日施行予定。市町村は女性相談支援員(現行の「婦人相談員」)の設置に努めること、民間団体との協働による支援業務ができることなどが定められている。また、民生委員や児童委員等は、女性相談員に協力することが定められている。</p>
11	60-61	<p>【第3次計画骨子案】 基本目標3 多様な働き方と男女のワーク・ライフ・バランスの推進 (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意</p>	<p>多様な働き方を可能としている事業所や良い取り組みを行っている事業所には何か支援をするなどの工夫をしたらどうか。 (渡邊委員/公募)</p> <p>※ご意見に関して、渡邊委員に後日確認を行った内容は以下のとおり。 「広報などでの周知による支援を想定したもの。」</p>	<p>今後、多様な働き方を可能としている事業所や、ワーク・ライフ・バランスへの積極的な取り組みを行っている事業所を市民に向けて周知することで、事業所への支援としたいと考えている。このことについて、第3次計画に「長時間労働の是正など働き方の見直しや子育て・介護などのライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方が社会全体で推進されるよう、その趣旨が正しく理解され、性別や世代に関わりなく、社会全体で推進され</p>

		識づくりと多様な働き方に関する事業所への啓発	『ぷらっと花巻』の場所を利用して、動画を流したり、チラシを配架することで、良い取組をしている企業や、男性育休を取った体験談などを紹介することも良いと考える。」	るよう、事業所はもちろん、 <u>市民への周知・啓発</u> を行います。(P61)」と記載していることから、骨子案の修正は行わないこととしたい。
12	61 ～ 63	【第3次計画骨子案】 基本目標3 多様な働き方と男女のワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 仕事と子育ての両立支援 (3) 仕事と介護の両立支援	多様な働き方を支えるための、介護士や保育士を確保するための施策を考える必要があると考える。 (渡邊委員/公募)	市として子育て支援は重要な施策と考えており、その点からも保育士などの人材の確保については、基本目標3(2)仕事と子育ての両立支援、(3)仕事と介護の両立支援(P61～P63)において、第2次計画でも既に取組を行っているもの。第3次計画は第2次計画の考えを踏襲するものであり、骨子案の修正は行わないこととしたい。
13	68 ～ 69	【第3次計画骨子案】 基本目標4 誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶 (1) DVや性暴力の防止のための教育と啓発	教育が非常に重要であり、従来の公教育では不十分であるため、包括的性教育を取り入れて取り組んでほしい。 (渡邊委員/公募)	【No.6再掲】 「包括的性教育」という文言自体は計画に記載していないものの、第2次計画の基本目標1(4)性に関する理解の促進と生命の尊重に基づき、実際に令和4年度中に養護教諭の研修として、包括的性教育を取り上げている。また、第3次計画は第2次計画を踏襲した上で、必要な見直しを行い、基本目標1(3)性に関する理解の促進と生命の尊重では、性犯罪について追記するなど、内容を拡充させていることから、骨子案の修正は行わないこととしたい。 なお、令和5年度には、希望する中学校へ講師(県立中部病院の医師)を派遣し、中学生を対象に包括的性教育を実施することとしている。

14	68 ～ 69	<p>【第3次計画骨子案】 基本目標4 誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶</p> <p>(1) DVや性暴力の防止のための教育と啓発</p> <p>(2) DV被害者に配慮した相談の実施やDV、性暴力に対する相談窓口等の周知</p>	<p>相談窓口の周知は進んでいるが、現実にその相談窓口に行くことが出来ていない人(女性や子どもなど)が沢山いるということを意識した取り組みが必要。</p> <p>(渡邊委員/公募)</p>	<p>DVについては、引き続き、相談窓口の周知と合わせて、セミナーや広報等による啓発活動を行い、相談に結び付けられるよう取り組むことに注力する。</p> <p>なお、取組の実例として、男女共同参画推進員が、女性に対する暴力をなくす運動のシンボルであるパールリボンを市内商業施設で配布している。その際には、電話やメール、チャットでの相談が可能な内閣府の相談先について紹介したカードも渡しており、市役所への相談が難しい場合でも、相談に繋げられるよう周知を行っている。</p> <p>第3次計画においては、(1) DVや性暴力の防止のための教育と啓発(P69)、(2) DV被害者に配慮した相談の実施やDV、性暴力に対する相談窓口等の周知(P69～P70)で記載していることから、骨子案の修正は行わないこととしたい。</p> <p>【参考】令和5年度のまちづくり市民アンケートでは、約2割はDVの相談先を知らないという結果であるため、継続して周知を行う必要がある。</p>
15		計画全体について	<p>あらゆる場でのジェンダー不平等を正していく必要がある。</p> <p>(早野委員/いわて男女共同参画サポーター)</p>	<p>ご意見のとおり、ジェンダー平等を目指すことは重要であると考えている。国の第5次計画 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献において、「国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であるとの主要原則に則り、ジェンダー平等の実現を含む我が国の優先課</p>

				題に取り組む。」と盛り込まれており、骨子案p7にもその旨を記載しているほか、男女共同参画自体がジェンダー平等を目指すものであるため、その考えに基づいて施策を実施してまいりたい。
16	計画全体について	<p>基本計画の目標や対象がぼやけていると感じる。範囲が広くなりすぎてわかりにくいという印象を受けた。「男女の不平等をなくすための取り組み」「男女共同参画のための計画」ではなく、あまりにも「個々の人間を尊重」という意味合いの文言になっていると感じた。</p> <p>(氏家委員/花巻警察署)</p> <p>※このご発言のあと、No.4-2のご意見をいただいた。</p>	<p>【関連意見No.4-1、No.4-2、No.4-3】</p> <p>第3次計画は、ご指摘のとおり、第2次計画と比較して目標の中「男女」を強く打ち出していない。これは、性的少数者の方を想定していることや、「性別に関わらず」という考えを取り入れているものである。こうした考えは、社会情勢の変化に対応したものであり、必要な見直しと考えている。</p> <p>なお、この点については、計画の基本理念をそのように見直ししたことによるものであるが、本計画は男女共同参画推進条例に基づいて策定するものであることから、根底にあるのは、男女共同参画、ジェンダー平等の考えである。</p>	
17	計画全体について	<p>「男性である」「女性である」ということを認め合うことが大事ではないかと思う。どうしたら男女がお互いを尊重して、協力し合えるかについて行動方針として入ってくるべきではないか。</p> <p>(小田島委員/花巻商工会議所)</p>	<p>花巻市男女共同参画推進条例の基本理念で「(5) 家庭生活と職業等の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようにすること」(P48)を記載しており、この基本理念に基づき計画を策定していることから、骨子案の修正は行わないこととしたい。</p>	
18	計画全体について (市の施策について)	<p>民間の人の力も大事だということを出してほしい、行政だけだと埋まらない部分もある。</p> <p>(草木委員/花巻市民生委員児童委員協議会)</p>	<p>ご意見については、市の施策全体に関連する部分であり、骨子案の修正については行わないものの、今後事業を実施する際の参考とさせていただく。</p>	